仕 様 書

1. 適用範囲

本仕様書は、乙訓環境衛生組合(以下「組合」という。)が所有する燃焼用空気予熱器の性能及び機能回復を目的とし、1・2号炉燃焼用空気予熱器更新工事に適用する。

2. 工事概要

特記仕様書による。

3. 工事場所

京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32番地 組合 ごみ処理施設内

4. 履行期間

契約締結日~令和8年3月31日

- 5. 共通仕様(一般仕様)
- (1)設計の適用と疑義
 - 1) 工事の施工は設計に従い厳正に行う。
 - 2) 工事に先立ち受注者は充分に現地を調査し、また、施工中においても設計に疑義が生じた場合は、速やかに書面をもって組合に届けること。届け出を行わずに支障が生じた損害は、受注者の責任において処理すること。

(2)変更

- 1) 工事の施工上、止むを得ず行う軽微な変更は設計変更の範囲とは認めない。また、設計に明記なきもので、当然行わなければならないものについては、受注者の負担とする。
- 2) 本仕様書については、原則として変更しない。ただし、設計又は施工中に重大な疑義 が生じた場合は両者で協議して変更する場合はこの限りでない。

(3)保証期間

- 1) 保証期間中に生じた不具合及び故障は、受注者の負担にて速やかに補修、改造、更新を行い、また、補修等に際しあらかじめ要領書を作成し、承認を受けること。
- 2) 組合の運営、管理上の不備及び過失、天災地変等通常では起こりえない事故による場合はこの保証対象外とする。

(4)工事管理

- 1) 工事着工前に施工計画を作成し組合の承認を得ること。
- 2) 受注者は、工事中における作業員の安全対策に充分留意し全工期を通じて、事故の無い様に安全な措置を行うこと。
- 3) 下記の工事関係書類を提出すること。
 - 着工届
 - 竣工届
 - 現場代理人選任届(主任技術者選任届)
 - 工程表
 - 工事報告書
 - 工事写真
 - ※ デジタルカメラでの撮影の場合は、CD等の媒体で提出すること。
 - ※ 工事写真撮影に用いる黒板には、日付を記入すること。また、立会者がいる場合は、 氏名も記入すること。
- 4) 工事状況及び部品納品等の写真を撮影し、提出すること。
- 5) 工事の完成に際しては、当該工事に関連する部分の後片付け及び清掃を実施すること。
- 6) 当該工事において、許可申請等の手続きは受注者が行うものとし、これに要する経費 は受注者の負担とする。
- 7) ダイオキシン類対策として厚生労働省基準局の通達「廃棄物焼却施設内作業における ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、飛灰(ばいじん等)の取扱作業時におい て作業環境評価基準を遵守し、それぞれの区域に順応する保護具及び保護衣等を使用す ること。
- 8) 当該工事に係る電力、水道、工事場所等については無償とするが、作業に伴い発生する る廃油及びごみ等は受注者の責において、適正に処分すること。

(4)機器及び材料等

1) 本工事に使用する材料、部品、機器等は設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。また、使用する機材等は日本産業規格(JIS)、電気規格調査会標準規格(JEC)、日本電機工業会標準規格(JEM)、日本塗料工業会規格(JPMS)等の規格が定められているものはこれらの規格品を使用すること。

6. 検査

施工終了後、受注者は組合職員及び組合関係者立会いの上、試運転を実施し検査を受ける

こと。

7. 契約不適合責任

- (1) 組合は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの (以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物 の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の 費用を要するときは、組合は、履行の追完を請求することができない。
- (2) (1)の場合において、受注者は、組合に不相当な負担を課するものでないときは、組合 が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- (3) (1)の場合において、組合が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、組合は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次のアからエのいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - ア 履行の追完が不能であるとき。
 - イ 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ウ 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - エ 前アからウに掲げる場合のほか、組合がこの項の規定による催告をしても履行の追完を 受ける見込みがないことが明らかであるとき。

8. 契約不適合責任期間等

- (1) 組合は、引き渡された工事目的物に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、 契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約 の解除(以下「請求等」という。)をすることができない。
- (2) (1)の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、組合 が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。た だし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引 渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。
- (3) (1)及び(2)の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等 当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行 う。

- (4) 組合が(1)又は(2)に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下(4)及び (7)において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注 者に通知した場合において、組合が通知から1年が経過する日までに(3)に規定する方法 による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- (5) 組合は、(1)又は(2)の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に 関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることが できる。
- (6) 前(1)から(5)の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- (7) 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- (8) 組合は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、(1)の規定に かかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をす ることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この 限りでない。
- (9) 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は組合若しくは監督職員の指 図により生じたものであるときは、組合は当該契約不適合を理由として、請求等をすること ができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通 知しなかったときは、この限りでない。

9. 関係法令の遵守

施工に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法、乙訓環境衛生組合条例等の関係法令を 遵守し事故等の無いよう実施すること。事故が発生した場合には、速やかに組合職員に連絡 し受注者の責任において適切に処理すること。なお、事故処理等に必要な経費については、 受注者の負担とする。

10. 請負代金額の支払い

受注者は、検査に合格した時は、所定の手続きに従って請負代金額の支払いを請求するものとし、組合は、適正な請求書を受理した日から40日以内に支払うものとする。

11. その他

- (1) 仕様書及び図面は、本件以外の使用を禁ずる。
- (2) 施工範囲以外の進入を禁ずる。(搬入出経路、トイレは対象外である。)

- (3) 施工実施日については、組合と協議し承認を得ること。なお、作業時間は、原則平日午前8時30分から午後5時までとするが、平日に実施が困難な場合においては、協議のうえこれを定めることとする。なお、時間外作業が必要な場合は、前もって組合係員と協議すること。
- (4) 組合職員の指示に従うこと。
- (5) 施工には細心の注意を払うこと。
- (6) 実施に当たっては、現場を熟知し整備に必要な工具、安全器具等については、受注者で 用意すること。
- (7) 施工終了後は、施工場所周辺を清掃すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項であっても、施工上当然必要である場合は実施すること。なお、疑義が生じた場合は必要に応じて協議し、これを定める。

(以下余白)

特記仕様書

- 1. 工事名称 1・2 号炉燃焼用空気予熱器更新工事
- 2. 工事目的

本工事は、1号炉及び2号炉に設置されている燃焼用空気予熱器の伝熱管の全数更新を行い性能及び機能回復を目的とするものである。

3. 対象機器

名 称:燃焼用空気予熱器 製造メーカー:三菱重工業(株)

形 式:三菱鋼管形ガス式空気予熱器

主 要 項 目:入口空気温度 20℃

出口空気温度 180℃

空気量 燃焼用 最高 24,231Nm³/h 循環(余熱)用 19,395Nm³/h

交換熱量 最高約 910×10³kcal/h(余熱を含む)

伝熱面積 約 294.8 m

材 質:ケーシング 一般構造用圧延鋼材 板厚 4.5mm

伝熱管 ボイラ熱交換器用炭素鋼鋼管

構 造:鋼管形密閉構造

主 要 寸 法:管外径 76.2mm 管肉厚 2.9mm

数 量:2基

伝 熱 管 総 数:640本(2基合わせて)

工事内容

- 1) 燃焼用空気予熱器
 - ① 既存の耐火物を解体すること。
 - ② 既存の伝熱管を解体すること。なお、解体作業に伴い発生した廃材については受注者の責任で適切に処分すること。
 - ③ 下表の部品を更新すること。なお、伝熱管とラッパ管は全周溶接すること。
 - ④ 更新に要する物資・消耗部品・物品・副資材 (グリス等) については、受注 者の責において準備すること。

伝熱管及びラッパ管の設置方法は既設と同様とし、脱落防止の溶接を行うものとする。

更新部品

2 - 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	名 称	個 数
1	伝熱管 76.2Φ×4150L t=2.9mm	640 本
2	伝熱管部品 (ラッパ管)	640 個

⑤ 設置完了後、上部ラッパ管周辺については、所期のとおり耐火物を復旧させること。

耐火物は伝熱管の機能を害さないように施工し、施工に使用する耐火物 (PAT-50A) は組合支給とする。

※1 資材搬入出時は、組合業務に支障をきたさない様、組合関係者等と連絡 を取り合うこと。